

第13回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年7月25日(木) 午前9時～午前9時38分
2. 開催場所 栗野中央公民館 大ホール
3. 出席委員 13名
会長 15番 重村 耕一郎
会長代理 1番 梶 重明
委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子
 4番 園山 秀国
 5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則
 6番 前田 格男 12番 興邊 雄次
 7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊
 8番 萩原 とよ子 14番 上 窪 華
4. 欠席委員 10番 中尾 隆
5. 議事日程
 - (1) 開 会
 - (2) 議事日程について
 - (3) 議事録署名委員の指名について
 - (4) 会期の決定について
 - (5) 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (7件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (7件)
 - (6) 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 2件)
 - 日程第3 農地法第5条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 1件)
 - 日程第4 農地法第5条に規定による貸借権設定の許可申請について (議案 1件)
 - 日程第5 農地利用状況調査に係る非農地決定について (議案 4件)
 - (7) その他農政一般事項
 - (8) 閉 会
6. 農業委員会事務局職員 事務局長 局長補佐 管理調整係長
補助員 主任

議 長 それでは只今から、第13回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 本日は、中尾委員より、所用のため出席できない旨の届出がありました。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、14番上窪委員と1番柊代理を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が7件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書7件です。番号1。貸人、鹿児島市 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 川西字火ノ口 〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和6年1月24日から令和15年12月31日。解約の理由、耕作者が死亡したため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年6月20日。番号2。貸人、福岡市 〇〇〇〇。借人、湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在、川西字四ツ枝 〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日。解約の理由、耕作者が死亡したため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和6年6月20日。番号3。貸人、湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、鶴丸字上新田 〇〇 田 〇〇㎡ 他1筆 計2筆 合計面積 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成28年12月31日から令和8年12月30日。解約の理由、基盤強化法への利用権設定変更のため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年7月31日。番号4。貸人、湧水町川西 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在、中津川字扇割 〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由、基盤強化法への利用権設定変更のため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡し時期、令和6年7月31日。番号5。貸人、湧水町中津川 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 〇〇〇〇。土地の所在 川西字走馬 〇〇 田 〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年2月1日から令和12年1月31日。解約の理由 土地を売買するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和6年7月3

1日。番号6。貸人，千葉県 ○○○○。借人，鹿児島市 ○○○○。土地の所在 川西字柿木水流○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和4年6月1日から令和14年5月31日。解約の理由 土地を売買するため。利用権の種類，使用貸借権。土地の引渡しの時期，令和6年8月31日。番号7。貸人，湧水町鶴丸 ○○○○。借人，鹿児島市 ○○○○。土地の所在 川添字馬場下○○ 田 ○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，平成30年12月1日から令和10年11月30日。解約の理由 基盤強化法への利用権設定変更のため。利用権の種類，使用貸借権。土地の引渡しの時期，令和6年8月31日。以上です。只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

議 長

(なしの声)

議 長

無ければ，以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長

次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が7件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局

3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が7件です。番号1。権利取得者，霧島市横川町 ○○○○。権利取得日，令和6年5月20日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，幸田楠丸○○ 地目は田 面積は○○㎡ 他1筆 計2筆 合計面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者，湧水町木場 ○○○○。権利取得日，令和6年4月26日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，木場上佐牟田○○ 地目は田 面積は○○㎡。外8筆 田3筆 畑6筆の計9筆 合計面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号3。権利取得者，霧島市牧園町 ○○○○。権利取得日，令和6年6月14日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，木場水堀○○ 地目は畑 面積は○○㎡。外3筆 計4筆 合計面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号4。権利取得者，湧水町木場 ○○○○。権利取得日，令和6年5月22日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，木場水ノ元○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外6筆 田4筆 畑3筆の計7筆 合計面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号5。権利取得者，湧水町米永 ○○○○。権利取得日，令和5年11月15日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，幸田藏下○○ 地目は田 面積は○○㎡。外8筆 田8筆 畑1筆の計9筆 合計面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号6。権利取得者，湧水町北方 ○○○○。権利取得日，令和6年6月5日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，北方山ノ口○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外2筆 田2筆 畑1筆の計3筆 合

計面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号7。権利取得者、湧水町北方 〇〇。権利取得日、令和6年5月30日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、北方柿木ノ原〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 無ければ、以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。

議 長 以上で、事務局報告を終わります。

議 長 次に、付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第131号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページです。日程第1 議案第131号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から整理番号10号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田 13,584 ㎡ 畑 9,979 ㎡ 小計 23,563 ㎡です。6ページをご覧ください。総括表です。これも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田 12,883 ㎡ 畑 9,334 ㎡ 計 22,217 ㎡。次に使用貸借分の田 701 ㎡, 畑 645 ㎡ 計 1,346 ㎡です。合計で田が 13,584 ㎡, 畑 9,979 ㎡, 合計 23,563 ㎡です。6ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通しください。

議 長 まず、整理番号1号を審査します。整理番号1号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、12番興邊委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(興邊委員退席)

議 長 休憩を閉じ、会議を開きます。整理番号1号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。

議 長 興邊委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(興邊委員着席)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開します。次に、整理番号4号を審査します。整理

番号4号については、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に、5番高橋委員が抵触しますので、退席を求めるため、暫時休憩します。

(高橋委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号4号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号4号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号4号については、承認することに決定しました。

議 長 高橋委員の出席を求めるため、暫時休憩します。

(高橋委員着席)

議 長 次に、整理番号2号から整理番号3号及び整理番号5号から整理番号10号を審査します。整理番号2号から整理番号3号及び整理番号5号から整理番号10号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号2号から整理番号3号及び整理番号5号から整理番号10号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、利用権設定の審査を終わります。

議 長 以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査について を終わります。

議 長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について に移ります。議案第132号から議案第133号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について。議案第132号。権利，所有権移転。土地の所在，恒次字米ヶ野〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町恒次 〇〇〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇〇〇。経営面積は〇〇㎡です。労力総数2。申請事由は規模拡大。贈与です。次に議案第133号。権利，所有権移転。土地の所在，北方字山ノ口〇〇 地目は田，農振外 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡です。渡人，湧水町北方 〇〇〇〇。受人，湧水町北方 〇〇〇〇。経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇円です。以上です。

議 長 農地法第3条の許可区分は，湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず，議案第132号について審議します。議案第132号については，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

- 5 番 5 番高橋が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 132 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 1 ページから 3 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第 132 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 132 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。次に，議案第 133 号について審議します。議案第 133 号についても，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。
- 1 2 番 1 2 番興邊が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 133 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 1 ページ，4 ページから 5 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田及び畑です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
- 4 番 4 番園山です。経営面積〇〇㎡の方が，〇〇㎡の農地を購入されて，規模拡大をされるということで，どのような経営作物でされていくのか，女性経営者なのか，状況がわかれば教えてください。
- 事 務 局 地目は田なので，作物は水稻です。女性の方なのですが，農業機械は，田植え機，トラクター等があるため，問題はないと判断しました。
- 議 長 他にありませんか。他にご質問ご意見等なければ，議案第 133 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 133 号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 以上で農地法第 3 条に規定する所有権移転の許可申請についてを終わります。

す。

議 長 次に、日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を議題とします。議案第134号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 資料11ページです。日程第3 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について 議案134号。権利，所有権移転。所在，北方字池川○○。地目畑。農振外。○○㎡。地種は2種。渡人，東京都 ○○○○。受人，湧水町北方 ○○○○。用途，貸駐車場。申請事由，譲受人が経営している自動車販売業の事業拡大に伴い、新たな駐車場が必要となった。以上です。

議 長 議案第134号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5番高橋が報告します。農地法第5条に係る議案第134号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の6ページから9ページをご参照ください。周囲の状況は、北は畑，東は宅地，南は道路，西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、事業計画書・配置図，被害防除計画書及び誓約書・使用承諾書がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」，また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第134号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第134号につきましては、許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について を議題とします。議案第135号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 資料 12 ページです。日程第 4 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について 議案 135 号。権利，使用貸借権。所在，米永字永田〇〇。地目田。農振外。〇〇㎡。地種は都市計画用途地域内のため 3 種農地になります。貸人，湧水町幸田 〇〇〇〇。借人，湧水町米永 〇〇〇〇。用途，貸駐車場と貸資材置場。申請事由，可能な限り本社の近くに資材置場と、トラック・重機等の駐車場が必要になった。以上です。

議長 議案第 135 号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

12 番 12 番興邊が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 135 号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の 10 ページから 14 ページをご参照ください。周囲の状況は，北は宅地，東は宅地，南は道路，西は宅地です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。また，周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，事業計画書・配置図，被害防除計画書及び誓約書・始末書がありました。始末書がありましたが，今後このようなことがないように指導いたしました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」，また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長 只今の調査委員の報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。

9 番 9 番神掛です。この申請地の隣に，〇〇 田 という土地があるのですが，これは，地目は田ですか。

事務局 ここは，以前転用許可がでている土地ですが，登記の変更していないため，田となっています。

9 番 〇〇さんの田ですか。

事務局 そうです。申し訳ありません。登記上の地目は田ですが，現況は雑種地となっており，会社の資材置場等で利用されています。

議長 他にありませんか。他にご質問ご意見等がなければ，議案第 135 号は，調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め，県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 135 号につきましては，許可相当と認め県知事に進達することに決定しました。

議長 以上で，農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について を終わります。

- 議 長 次に、日程第5 農地利用状況調査に係る非農地決定について を議題と
します。議案第136号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 13ページです。日程第5 農地利用状況調査に係る非農地決定について。
議案第136号。対象地区は、木場の曲迫と内無になります。土地の所在、
木場字曲迫〇〇、畑、面積は〇〇㎡ 他田14筆 畑2筆 合計17筆 〇
〇㎡です。詳細については議案書の13ページから14ページ及び議案参
考資料の15ページから16ページをご参照下さい。非農地とする理由と
しまして、令和5年度の農地利用状況調査において、清水委員、谷園推進
委員の現地確認により山林、荒廃地であると確認され、今回非農地決定を
行うものです。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準
第2条第2号、第3号、第4号、第6号、第7号です。以上です。
- 議 長 只今の事務局の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 他にご質問ご意見等がなければ、議案第136号については非農地と決定す
ることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案136号につきましては、非農地とすることに決
定しました。
- 議 長 以上で、農地利用状況調査に係る非農地決定についてを終わります。
- 議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませ
んか。
(なしの声あり)
- 議 長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部
終了いたしました。これで、第13回湧水町農業委員会定例総会を閉会し
ます。

(閉会) 午前9時38分